



2024年5月9日

各 位

上場会社名 株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表者 代表取締役社長 東山 明
(コード番号 5331)
問合せ先 総務部長 片岡 弘樹
(TEL 052-561-7110)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、2024年6月24日開催予定の当社第143回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2023年12月27日に発表した「商号の変更に関するお知らせ」のとおり、当社の商号を「ノリタケ株式会社」に変更することに伴い、現行定款第1条を変更いたします。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2024年7月25日とし、効力発生日をもって削除するものといたします。また、附則の新設に伴い、附則における条数の整備を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社ノリタケカンパニー</u> リミテドと称し、英文では、NORITAKE CO., LIMITED と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>ノリタケ株式会社</u> と称し、英文では、NORITAKE CO., LIMITED と表示する。
第2条～第37条 (条文省略)	第2条～第37条 (現行どおり)
附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) ① 当社は、第142回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 当社は、第142回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	変更案
② (条文省略) (新設)	② (現行どおり) <u>(商号変更の効力発生)</u> <u>第2条 定款第1条の変更は、2024年7月25日に効力を生じるものとする。</u> <u>②本条の規定は、前項の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月24日(月)

定款変更の効力発生日 2024年7月25日(木)

以 上